

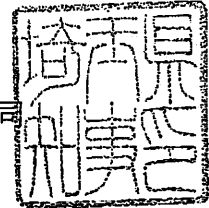


副本
乙第
112
号証

土水政第 627 号
平成21年 3月10日

国土交通省関東地方整備局長
菊川 滋 様

埼玉県知事 上田 清司



利根川栗橋地点の確保流量、正常流量、取水制限流量の定量的な算出根拠
について（照会）

さいたま地方裁判所における平成16年（行ウ）第47号公金支出差止等請求住民訴訟事件において、原告から利根川栗橋地点における確保流量等の設定方法に関する算出根拠について、裁判所に求釈明申立書が提出されました。

つきましては、貴職に係る原告らの別紙記載の求釈明申立について、御見解をいただきたく照会しますので、よろしく願いいたします。

【照会事項】

原告らの下記求釈明申立に対する貴職の御見解を伺いたく、照会します。

記

- 1 利根川・栗橋地点の確保流量、正常流量、取水制限流量の相互の関係が不明瞭のため、各概念（特に新規ダム開発の必要性を論ずる上で各流量が果たす機能）について明らかにすること。

※原告らの言い分

確保流量は、安定供給可能量の計算結果を左右する基礎数字

正常流量は、利根川水系河川整備方針が定める最も基本となる数字

取水制限流量は、水利使用規則で取水を制限する拘束力のある数字

- 2 確保流量、正常流量、取水制限流量の数字の算出根拠を定量的に明らかにすること。
 - ①確保流量を構成する維持流量、不特定用水、既設ダム開発水量、新規ダム開発水量は、それぞれ何 m^3/s か。
 - ②正常流量を構成する維持流量、不特定用水、既設ダム開発水量は、それぞれ何 m^3/s か。また、支川流入量等として考慮した流量は、何 m^3/s か。
 - ③取水制限流量を構成する維持流量、不特定用水、既設ダム開発水量は、それぞれ何 m^3/s か。